

『 取 組 』 に 係 る 社 会 の 動 向 と 本 市 の 現 状

1 社会の動向

◎ 長引くデフレの影響及びリーマンショックによる景気悪化の影響などにより、全国民のうち生活に苦しむ人の割合を示す“相対的貧困率”が平成21年は16.0％となり、過去最悪の水準となったことが、『平成22年国民生活基礎調査』で明らかになった。今後も、長引く不況に加え、東日本大震災に伴う社会情勢の不安定化、高齢化の急速な進展などにより、生活保護受給者は、216万人（平成25年3月現在）を超え、過去最多となっている。また、生活保護費の不正受給が顕在化し、社会問題となっていることに加え、平成25年8月からは、生活扶助費の基準の改訂が行われる。

◎ 警察庁によると、平成24年に摘発した児童虐待件数は472件(前年比22.9%増)、被害児童数は476人（前年比78人増）で過去最多となっており、児童相談所への虐待相談件数も平成23年度には約6万件に上り、10年前の約2.5倍近くに急増するなど、景気悪化や核家族化の進行など、社会構造の変化に伴い、児童虐待が深刻な状態になっている。

◎ 日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であることから、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度になるよう期待するという目標を達成するため、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションの推進を図っている。

※ ポジティブ・アクション・・・特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置

◎ 雇用の不安定、社会保険未加入、子どもの未就学など、日本在住の外国人が直面する課題は多様化しており、省庁横断的な取組が求められている。

2 本市の現状（主な取組）

◎ 平成24年度の生活保護世帯数及び人員は、219世帯、319人で、保護率は3.76‰であり、平成23年度の206世帯、313人、3.68‰と比較すると、1年間で保護世帯数は、1.06倍、人員は1.02倍と若干増加している。

◎ 『要保護児童対策地域協議会』において、関係機関が連携の強化や情報交換を行いながら、児童虐待やDVを未然に防ぐための対応策等を協議している。また、家庭児童相談室への相談件数は、平成24年度は592件（前年度比223件増）で大幅に増加しているが、学校等と相談室が定期的に状況確認や情報収集を行った件数も含まれていることや、学校等における相談室の認知が進んできたことなどもあり、気軽に相談できる窓口として定着してきている。

◎ 男女が互いに尊重し、多様な価値観を認め合い、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現していくために、平成23年3月に『男女共同参画推進プラン』を策定し、全体目標を“男女が共に自立し参画する社会づくり”として定めている。また、平成23年7月1日から『男女共同参画推進条例』を施行し、市や市民、事業者、市民団体の役割などを明らかにし、相互に協力しながら施策を進めている。

◎ 外国人生活情報窓口の設置や『広報ふくろいポルトガル語版』の発行などの外国人への情報提供や、外国人児童生徒などへの就学ガイダンスや初期支援教室の運営などを行う『外国人児童生徒サポーター』を配置しており、外国人就学率の向上に寄与している。また、平成25年度から、日本人と外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会を目指すため、「防災・教養・社会制度講座」や「多文化共生出前講座」、「多文化共生ものづくり講座」などを開催するとともに、NPO法人に委託し、多文化共生事業を実施している。

『 取 組 指 標 』 の 分 析 と 評 価 結 果

1 取組指標の評価 【※ 実績値は、各年度末における最新数値】

<評価基準> 4：達成率 ≥ 100％・前年比伸び率 ≥ 0％ 3：達成率 ≥ 100％・前年比伸び率 < 0％ 2：達成率 < 100％・前年比伸び率 ≥ 0％ 1：達成率 < 100％・前年比伸び率 < 0％

番 号	指 標 名	項 目	現状値(計画)	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1	行政委員会や審議会等における女性委員の割合【％】	目 標 値	－	31.0	31.0	33.0	35.0	37.5	40.0
		実 績 値	30.2	28.7	30.4	33.9			
		達成率 伸び率	－ －	92.5 ▲ 4.9	98.0 5.9	102.7 11.5			
		評 価	－	1	2	4			
2	★市政に女性の意見が反映されていると思う人の割合【％】	目 標 値	－	27.0	27.0	28.5	30.0	32.5	35.0
		実 績 値	26.8	25.0	23.6	24.7			
		達成率 伸び率	－ －	92.5 ▲ 6.7	87.4 ▲ 5.5	86.6 4.6			
		評 価	－	1	1	2			
3	外国人の就学率【％】	目 標 値	－	47.0	47.0	48.0	49.0	49.5	50.0
		実 績 値	46.8	49.4	52.0	60.8			
		達成率 伸び率	－ －	105.1 5.5	110.6 5.2	126.6 16.9			
		評 価	－	4	4	4			
4		目 標 値							
		実 績 値							
		達成率 伸び率							
		評 価							

【指標に影響を与えた主な要因】

◎ 「審議会等における女性委員の割合」は、男女共同参画の視点に立った委員選出を積極的に行ったことにより、目標値を上回ったが、「市政へ女性の意見が反映されていると思う人の割合」は若干増加したものの、目標値は下回っている。

◎ 就学ガイダンスや初期支援教室等の外国人児童生徒への支援充実により、保護者の理解が深まったことに加え、外国人児童生徒の人数が大きく減少しているため、就学率は増加したと考えられる。

2 指標で表すことが困難な成果

◎ 平成22年度から、メロープラザ内“親子交流広場相談室”において、『出張家庭児童相談』を開始し、相談しやすい環境づくりを促進している。

◎ 心のバリアフリーを進め、人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現を目的に、人権に関する講演会や男女共同参画に関するフォーラム・講座を開催し、人権問題に対する正しい理解と意識の向上を促進している。「意識」の向上は、地道に継続的に事業展開をしていくことが必要である。

◎ 市役所をはじめ、市内小学校・幼稚園・保育園などへ通訳を配置したことにより、学力の定着や生活情報の提供、生活支援の充実を促進している。

◎ 全国27都市で構成する「外国人集住都市会議」に参画し、外国人住民に関する様々な問題解決に向けた活動や情報交換を行った。

◎ 郷土の偉人である浅羽佐喜太郎氏とゆかりのあるベトナムに訪問し、偉人顕彰に加え、相互理解と友好関係を深めた。

『 主 要 事 業 』 に 係 る 事 業 評 価 表 の 評 価 結 果

1 主要事業の評価

番号	主 要 事 業 名	H24 事業費 【千円】	事 業 評 価 表 の 評 価 結 果			
			有 効 性	効 率 性	廃 止 の 影 響	
4.	極めて有効	4.	極めて効率的	4.	極めて影響あり	
3.	有効	3.	効率的	3.	影響あり	
2.	一部有効でない	2.	一部効率的でない	2.	どちらでもない	
1.	有効でない	1.	効率的でない	1.	なし又は代替手法あり	
1	遺族会運営事業	498	3	3	3	
2	戦没戦災死者追悼・平和祈願式	216	4	3	3	
3	社会福祉協議会関連事業	76,310	3	3	3	
4	民生委員児童委員協議会運営事業	20,146	4	4	4	
5	生活保護事業	397,679	4	4	4	
6	住宅手当緊急特別措置事業（住宅支援給付事業）	11,282	4	4	4	
7	人権同和問題啓発運営事業	2,109	3	3	4	
8	人権同和問題啓発維持管理事業	495	2	2	3	
9	人権問題啓発推進事業（生涯学習）	162	3	3	2	
10	岡崎会館運営事業	3,123	3	3	3	
11	岡崎会館施設維持管理事業	1,201	3	3	2	
12	家庭児童相談室運営事業	3,427	2	3	4	
13	男女共同参画プラン推進事業	626	3	3	3	
14	多文化共生推進事業	1,646	4	3	4	
15	国際交流協会補助事業	3,250	3	3	4	
16	市営住宅管理諸経費	11,673	4	3	4	
17	市営住宅施設整備費	48,270	4	4	4	
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
評価結果の平均値（B）		3.3	3.3	3.2	3.4	

『 主 要 事 業 』 に 係 る 事 業 評 価 表 の 評 価 結 果

1 主要事業の評価

番号	主 要 事 業 名	事 業 評 価 表 の 評 価 結 果			
		H24 事業費 【千円】	有 効 性	効 率 性	廃 止 の 影 響
			4. 極めて有効 3. 有効 2. 一部有効でない 1. 有効でない	4. 極めて効率的 3. 効率的 2. 一部効率的でない 1. 効率的でない	4. 極めて影響あり 3. 影響あり 2. どちらでもない 1. なし又は代替手法あり
1	遺族会運営事業	498	3	3	3
2	戦没戦災死者追悼・平和祈願式	216	4	3	3
3	社会福祉協議会関連事業	76,310	3	3	3
4	民生委員児童委員協議会運営事業	20,146	4	4	4
5	生活保護事業	397,679	4	4	4
6	住宅手当緊急特別措置事業（住宅支援給付事業）	11,282	4	4	4
7	人権同和問題啓発運営事業	2,109	3	3	4
8	人権同和問題啓発維持管理事業	495	2	2	3
9	人権問題啓発推進事業（生涯学習）	162	3	3	2
10	岡崎会館運営事業	3,123	3	3	3
11	岡崎会館施設維持管理事業	1,201	3	3	2
12	家庭児童相談室運営事業	3,427	2	3	4
13	男女共同参画プラン推進事業	626	3	3	3
14	多文化共生推進事業	1,646	4	3	4
15	国際交流協会補助事業	3,250	3	3	4
16	市営住宅管理諸経費	11,673	4	3	4
17	市営住宅施設整備費	48,270	4	4	4
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
評価結果の平均値（B）		3.3	3.3	3.2	3.4

『 取 組 』 の 有 効 性 ・ 必 要 性 ・ 緊 急 性 の 評 価 結 果

1 取組の有効性等の評価 評価結果の平均値（C） 2.3

番 号	評 価 項 目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	コ メ ン ト 欄
1	有 効 性 4. 想定どおりの成果 3. 概ね想定どおりの成果 2. 一定の成果 1. 想定した成果なし	3	3	3				◎ 『要保護児童対策地域協議会』において、関係機関が連携の強化や情報交換を行いながら、児童虐待やDVを未然に防ぐための対応策を講じていることから有効である。 ◎ 外国人生活情報窓口の設置や『広報ふくろいポルトガル語版』の発行等の外国人への情報提供や、外国人児童などへの就学ガイダンス、初期支援教室の運営などを行うサポーターを配置し、多文化共生を推進しており、外国人の就学率向上に寄与していることから有効である。
2	必 要 性 4. 極めて高まっている 3. 高まっている 2. 一定程度高まっている 1. 高まっていない	4	3	3				◎ 誰もが人間らしく安心して暮らすため、“生活保護”や“住宅手当”のほか、県及びハローワークと連携しながら、失業者や低所得者の就労支援を行う必要がある。 ◎ “男女が共に自立し参画する社会づくり”を実現するため、『男女参画推進条例』に基づき、市や市民、事業者、市民団体の役割などを明らかにし、相互に協力しながら施策を進めていく必要がある。なお、女性の社会参画を推進するためには、女性の指導的地位の割合を高めるなどの取組だけでなく、地域やPTA活動などにおける男性の参加割合を向上させるなど、家庭・地域での取組も併せて推進する必要がある。
3	緊 急 性 4. 極めて高まっている 3. 高まっている 2. 一定程度高まっている 1. 高まっていない	3	1	1				◎ 景気悪化や社会情勢の不安定化、高齢化の急速な進展等により、低所得者及び生活困窮者が増加しており、今後も生活支援とともに、県やハローワークと連携した就労支援の対応が求められている。 ◎ 市内在住の外国人が直面する課題に対し、庁内横断的な取組が求められている。また、地域と行政が連携し、外国人との相互理解を深め、相互に安心して暮らせる多文化共生社会を確立していく必要がある。 ◎ 共生社会の確立に向けた取組は、意識の向上など、すぐに効果が確認できるものばかりではなく、次第にその成果が現れてくるものであり、高い緊急性が求められるものではないが、地道に継続した取組が必要である。

『 取 組 』 の 総 合 評 価 と 今 後 の 展 開 方 向

1 総合評価 <評価基準> 4 ～ 3.6：順調 3.5 ～ 3：概ね順調 2.9 ～ 2：一部に改善を要する 1.9 ～ 1：全体的に改善を要する

取 組 の 評 価			コ メ ン ト 欄
3.0	概ね順調		◎ 関係機関との連携の強化や情報交換を行いながら、児童虐待や高齢者虐待、DVを未然に防ぐための対応策を講じるとともに、子育て支援センターやファミリーサポートセンター、はぐくみなどとの連携がより促進され、充実した相談体制が図られている。今後は、相談内容も複雑多岐にわたってきているため、相談員の資質向上をはじめ、相談体制や相談のプライバシー保護等、相談場所等の環境整備の充実を図る必要がある。 ◎ ハローワーク及び社会福祉協議会と連携しながら、今後増加が予想される失業者や低所得者の支援をさらに充実していく必要がある。 ◎ 外国人生活情報窓口の設置や『広報ふくろいポルトガル語版』の発行等の情報提供、外国人児童生徒への通訳や助言などを行うサポーターの設置等を行うとともに、「多文化共生講座FUPPY教室」の開催等により、日本人と外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会を目指し、外国人との相互理解をさらに深めていく必要がある。 ◎ 人権に関する講演会や男女共同参画に関する講演会・講座を開催し、正しい理解と意識の向上を促進している。今後も、継続して意識啓発に努めていく必要がある。 また、『男女参画推進条例』に基づき、女性の社会参画を推進するためには、地域における女性の指導的役割（役職）の割合を高めるなどの取組だけでなく、地域やPTA活動などにおける男性の参加割合を向上させるなど、家庭・地域での取組も併せて推進する必要がある。
	各評価結果の平均値		
取組指標の 評価結果（A）	主要事業の 評価結果（B）	有効性等の 評価結果（C）	
3.3	3.3	2.3	

2 取組の基本方針別 今後の展開方向 <展開方向> 拡充（順調） 拡充（改善必要） 継続推進 縮小

番 号	取 組 の 基 本 方 針	H22	H23	H24	H25	H26	H27	今 後 の 展 開 方 向
1	人権意識の高揚	継続推進	継続推進	継続推進				人権問題を解決すること及び市民が人権同和問題を正しく理解し、差別と偏見のない明るい社会を実現することなどの目的へ向けて、人権意識を高めるとともに、地域社会全体で一人ひとりが尊重される社会を構築していくことで、生活の質（QOL）の向上を図っていく。
2	男女共同参画社会の実現	継続推進	継続推進	継続推進				“男女が共に自立し参画する社会づくり”を実現するため、男女が互いに尊重し、個性と能力を発揮できる社会を構築していくとともに、家庭での役割分担など、お互いが暮らしやすい環境づくりや意識の高揚を図っていく。
3	外国人と共に暮らす環境の整備	継続推進	継続推進	継続推進				外国人生活情報窓口の充実や『広報ふくろいポルトガル語版』の発行による情報提供の促進、外国人の就学率の向上、「多文化共生講座FUPPY（フッピー）教室」の開催等により、日本人と外国人が安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現を図るとともに、国際交流協会等との連携強化により、外国人とのさらなる相互理解を深めていく。
4	虐待の防止	継続推進	継続推進	継続推進				関係機関による連携の強化や情報交換をさらに充実して、児童虐待やDVを未然に防ぐとともに、相談員の資質向上を図るため、他自治体との情報交換や相談技術向上のための研修等への参加を促進していく。 また、相談窓口のあり方についても、今後検討を行っていく。
5	低所得者の生活支援	拡充	拡充	継続推進				県、ハローワーク及び社会福祉協議会などと連携を強化し、失業者や低所得者の自立に向けた支援をさらに充実していく。また、市営住宅の適正な維持管理によって、住宅セーフティネットとしての役割を果たしていく。
6	ユニバーサルデザインの普及	継続推進	継続推進	継続推進				安心して生活するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりと考え方の普及・啓発が必要であるが、施設分野を問わず、ユニバーサルデザインの考え方は定着してきており、今後は考え方の普及・啓発推進への取組が必要になってくる。

【その他留意事項】
・本取組の視点は、意識の啓発に係る分野が多く、組織の横断的な連携を図りながら、より効果的な啓発手法による取組を検討する必要がある。